

# 「ほっかいどうナイスハートフェア in アリオ札幌」での出店について **申込・準備**

## 1 出店の申込み等

北海道産障害者就労施設等の製品の販路拡大事業実行委員会（以下、販路拡大実行委員会）事務局（北海道社会福祉協議会 北海道障がい者就労支援センター [011-241-3982]）へ連絡してください。

【参加申込～開催日のおおむね5週間前まで、書類提出期限～開催日の3週間前まで(厳守)】  
出店に当たり、次の書類の提出が必要です。

(1) 製品販売入館者一覧表 ・従業員通用口受付で使用する台帳作成のため、参加予定者及び時間を記入願います。 ・自動車で来館・駐車する場合は、車両番号を記入してください。
(2) 製品出品施設・事業所・作業所一覧 ・参加事業所等の確認と「のぼり」及びフェアチラシ作成のため。
(3) 商品リスト及び取扱注意事項一覧 ・販売予定商品の確認（販売可能かどうか）のため。 ※記載されている取扱商品以外は販売不可 <b>※食品を販売する場合は、全ての製品の食品表示も併せて提出してください。</b>
(4) 製品販売に係る問い合わせ・苦情等 ・開催期間中、終了後に団体・施設等へ問い合わせ・苦情等があった場合は、速やかに報告してください。
(5) 製品売上一覧 ・終了後、速やかに売上実績を報告願います。

## 2 出店料

無料

## 3 販売製品について

販売できるのは、「障害者就労施設等で製作・販売している製品（障がいのある方々が、地域での就職や自立した生活を目指し、障害福祉サービス事業所等で作業訓練の一環として製作した製品）」です。

例) 利用者が製作したパン→○

原材料を仕入れ、別の商品として二次加工したもの（例：茶葉を仕入れ、ティーバッグに加工。）→○

商品や野菜を製造元・販売元より購入し、利用者が袋詰め・シール貼りのみ行った商品→×

## 4 貸出備品等について

- ・ イトーヨーカドーからワゴン（150×75cm）の貸出があります。（原則2台まで）
- ・ 冷蔵ショーケースについては貸し出し個数に限りがありますので、希望事業所多数の場合は複数事業所での使用又は冷蔵商品販売をお断りすることがございますので、ご了承ください。
- ・ 電気機器を使用する場合、延長コード及び養生テープを持参ください。

## 5 販売準備

- ・ 事業所のチラシや製品案内リーフレットなどをワゴン等に設置し、配布することもできます。
- ・ ギフトに適した製品は、包装資材を用意の上、ラッピングが可能であることを表示するなど、お客様に喜ばれる工夫をしてみてください。（おもちゃやアクセサリ、各種小物など）
- ・ 食品を販売する場合は、エプロン（可能であれば三角巾や帽子なども）を着用してください。
- ・ 食品で試食等を提供する場合は衛生面等での注意事項がありますので、別途ご相談ください。
- ・ 売上金は各自で管理してください（釣り銭等用意）。
- ・ 領収証を必要とする方に対応できるよう、各事業所で領収証を準備してください。
- ・ 販売ワゴンに敷く布及び1日目終了後に商品を覆う白布等は、各自で用意してください。
- ・ のぼり、のれん等で縦＋横＝1 疋を超える媒体物は、消防法により防炎加工が必要です。

## 6 食品販売の注意点

- 保健所の製造許可を受けていること。
- PL法（製造物責任法）の保険に加入していること。
- パン、クッキー等の常温食品のみ販売が可能で、冷凍食品は販売不可です。要冷蔵品（乳製品、和洋生菓子等）の販売は原則できませんが、対応可能な場合もありますので、事前にご相談ください。

## 7 商品の表示について

- 食品表示（品名、原材料名、内容量、消費期限(賞味期限)、保存方法、製造者、アレルギー物質等）を適正に行っていること。

**※食品表示の基準を守らなかった場合、違反となり、法的に罰せられますので、必ず所管の保健所等へ事前に確認すること。**

**※内容確認のため、販売する全ての製品の食品表示を提出すること。**

- 商品の価格表示について、税抜価格を表示する場合は、税抜きであることが分かるよう表示すること。
- 食品以外の商品についても各種法令を確認すること。
- 販売者及び問合せ先や取扱注意事項を積極的に表示・配布（ショッピングカード等）すること。

### ◆食品表示担当機関一覧

品質に関する事項（JIS法由来） 名称、原材料名、原産地、内容量など	住所地を所管する各（総合）振興局 保健環境部環境生活課道民生活係
	札幌市市民文化局消費生活課 調査指導係
	環境生活部くらし安全局消費者安全課 表示・取引適正化係
衛生に関する事項（食品衛生法由来） 添加物、アレルギー、期限表示など	住所地を所管する各保健所
	保健福祉部健康安全局食品衛生課 安全推進係
保健に関する事項（健康増進法由来） 栄養成分表示など	住所地を所管する各保健所
	保健福祉部健康安全局地域保健課 健康づくり係

## 8 当日の時間

【1日目】 集合時間：午前8時30分設営開始 ※8時半までにハーベストコート集合 販売時間：午前10時から午後7時まで（開店・閉店時間厳守）
【2日目】 集合時間：午前9時30分 販売時間：午前10時から午後6時まで（開店・閉店時間厳守） ※撤収作業

※2日間の出店ですが、複数の事業所が合同で参加することも可能です。

1日だけの出店についてもご相談ください。（申込多数の場合、販路拡大実行委員会事務局で調整）

## 9 会場設営及び撤収作業について

初日は販売ワゴンの組み立て、店舗の設営作業、2日目は商品や販売ワゴン等の片付け作業があります。作業は販路拡大実行委員会及び参加事業所で行います。

# 「ほっかいどうナイスハートフェア in アリオ札幌」での出店について **当日**

※当日の流れや注意事項等を記載しているので**必ず持参**してください。

## 1 時間

【1日目】	集合時間：午前8時半設営開始（8時半までにハーベストコート集合） ※各自、荷物の搬入、販売ワゴンの組立て、店舗の設営 販売時間：午前10時から午後7時まで（開店・閉店時間厳守）
【2日目】	集合時間：午前9時30分 販売時間：午前10時から午後6時まで（開店・閉店時間厳守） ※午後6時から、商品や販売ワゴン・会場を片付けて、現状復帰する。

## 2 入館手続

- 販売員（職員、利用者等）は、従業員通用口受付で手続し、入館してください。  
※入館証は必ず着用してください  
※入館リストに記載のない方や記載のない車両で来店した場合は受付で記入してください。
- 自動車利用者は、1階平面駐車場（第1立体駐車場横、店舗入口付近は避ける）に駐車してください。

## 3 販売時留意点

- 売り場内での携帯電話の使用(緊急通話を除く)や飲食は控えること。
- 身体に障がいのある方以外のイスの使用は控えること。
- 販売時間内に商品が売り切れた場合でも、販売時間終了時間までは「完売」表示をし、ショップカードの配布など、売り場の運営を継続し、お客様へ対応してください。
- 商品に関する問い合わせや苦情等は、事業所等が責任を持って対応してください。  
（道及びイトーヨーカドーは対応しません）
- 万が一トラブルがあった場合、必ず事業所で対応すること。  
（問い合わせや苦情等がイトーヨーカドーに入ることをのらないよう、ショップカード等を配布するなど、事業所の連絡先をお客様へ伝えること。）
- 感染症等対策については、基本的に各事業所の判断となりますので、必要に応じて対策を講じること。  
ただし、感染症等の流行状況によっては、必要な感染対策を講じていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。

## 4 休憩・昼食等

### (1) 休憩

ハーベストコート演台裏の休憩スペースや、社員食堂（事務所3階）を利用してください。

※ハーベストコート内のお客様用ベンチ、椅子等は、絶対に使用しないでください。

### (2) 昼食

店内飲食店を利用時：入館証を外してください

事務所3階社員食堂利用時：入館証を着用してください。

### (3) その他

ワゴンに敷く布や、営業終了後、ワゴン全体を覆う白い布は各自で持参してください。

客用トイレは利用できますが、開店時間前は絶対に使用しないでください。

（従業員通用口から店舗に向かう廊下の途中に従業員用トイレがあります）

## トラブル発生時の連絡先

○イトーヨーカドーアリオ札幌 011-712-1111(代) (担当：外商部長)

・売り場運営上のトラブル（釣り銭の誤り、商品の渡し忘れ）など

※釣り銭・商品の渡し忘れ等、館内放送などの対応が必要なものは、先にアリオ札幌へ連絡し、指示を受けてください。（道庁への連絡はアリオ札幌への報告のあと）

○道庁 障がい者保健福祉課 011-204-5278 (直通)

・出店上のトラブル（例：販売時間に間に合わない・販売中止）など